

## 第23回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成23年8月31日(水) 10:00～11:30

場 所 市役所第2庁舎6階大研修室

出席者

【委員】

宇野 稔、大津留 祐子、伊東 龍一、廣瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、  
松尾 直美、小原 美穂、園田 敦子、中村 喜枝子、葛西 満里子、永岡 昭代、  
古岡 孝信、近藤 忠志、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、野尻 哲雄、  
永松 弘基、泥谷 郁、仲摩 延治、皆見 喜一郎、入田 光の各委員(計23名)

【事務局】

企画部次長 吉田 茂樹、企画部次長兼企画課長 玉衛 隆見、同主幹 姫野 正浩、  
同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛(計6名)

【プロジェクトチーム】

(企画部次長兼企画課長玉衛隆見)、  
議会事務局議事課政策調査室主幹 藤野 宏輔、市民協働推進課主査 正池 功、  
選挙管理委員会事務局主査 下村 光典、広聴広報課主任 小野 貴史  
(統括者・副統括者除く 計4名)

【オブザーバー】

総務課参事兼法制室長 伊藤 英樹、同主査 佐藤 明、同主査 山口 大介、  
同主任 大城 存、同主任 島谷 幸恵、同主事 山崎 敏生(計6名)

【傍聴者】

なし

次 第

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 議 事

- (1) 市民意見交換会等の意見に係る考え方について  
(第22回検討委員会等で検討を行った論点について)
- (2) その他

< 第23回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

それでは、まだ何名かの委員さんがお見えになっていませんが、定刻になりましたので、ただいまから第23回自治基本条例検討委員会を開会いたします。皆様方にはお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、前回の検討委員会では条例素案の論点等について検討を行っていただきました。前文につきましては、まちづくりの定義と併せて、再度理念部会で検討を行っていただくことになり、去る8月18日に第16回理念部会を開催していただいておりますので、本日はその結果を踏まえて検討していただくように考えております。また、前回協議を行っていただきました、「人権」、そして第5条第5項の「子どもの権利」、そして「市民への広報」につきましても再度検討していただき、事務局としては、市民意見交換会に向けた検討委員会としての素案を、本日取りまとめたいただきたいと思いますと考えております。それでは、委員長さんにご挨拶をいただき、引き続いて議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員長

皆様方、改めましておはようございます。大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。本日は23回目の全体会議でございます。司会、進行役の私としまして、今日の23回で素案の内容につきまして、ほぼまとめたいただければありがたいかなと思っております。時間は約2時間を予定しておりますので、存分にご意見を戦わせていただきまして、慎重に審議を貫くために、司会、進行役を務めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは早速、内容に入らせていただきたいと思います。前回22回の全体会の協議結果を受けまして、去る8月18日に第16回理念部会が開催されました。そこで、「まちづくりの定義」及び「前文」の検討をいただいております。その内容につきまして、事務局のほうからご説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、理念部会における検討経緯のご説明をさせていただきます。理念部会では、以前「まちづくりの定義」をしたほうがよいのでは、という委員のご意見もありましたことから、これに対応すると考えられます。「自治」という言葉の定義も併せて、前回の全体会ではあえて定義をしないという提案をいたしました。これに対して、委員の皆様議論の中でも、理念部会の考え方でよいというご意見や、やはり意味合いとしても、「まちづくりの定義」をしたほうがよいのではないかと、というご意見があるなどしたことから、委員長より再度の議論の依頼がされたところでございます。

また、前文につきましては、今後の部会の議論の方向性につきまして、基本的に4段落の構成の要素は残し、パブリックコメントの指摘などでもありました、大友宗麟個人に偏重していると受け取られるような文言については修正する。人権の表現につきましては、委員さんの案にございまし

	<p>た、人権や協働を生言葉で使わずに、表現したフレーズを反映させていく。要は、委員さんの案の結びの段落でございます、「よりよい大分市を目指す」というニュアンスを反映させる、といった内容で委員の皆様のご了解があれば、この方向性で、部会で前文の詰めをするということをご提案いたしました。これにつきまして、全体会でご了解いただきましたので、その流れで議論をしてまいりました。</p> <p>「資料1」をご覧ください。まず、2番の「まちづくり及び自治」の定義なのですが、語句の定義につきましては、再度議論をしたところ、やはり、部会としての方向性は変わらずに、多様な言葉の意味を持つ文言につきましては、定義をするべきではないのではないかという議論になりました。</p> <p>続きまして前文の検討経緯でございますが、第1段落目に「大分市を愛する強い気持ちを表す」というところで、「こよなく」という言葉を挿入しております。2番目に、「16世紀に」という言葉を第2段落の方に移動させまして、第2段落の中で歴史に関する表現を統一しております。次に、第3段落目で、「今の豊かな大分市は、先人が築いてくれた」ということで、自然や歴史を育み、文化や産業という、全てにおいて先人のおかげであるというようなイメージを作りました。また第4段落で、「人権の尊重」という観点から、「お互いを尊重し、共に考え行動する」という語句と、「よりよい大分市」というイメージから「発展させて」という語句を挿入した所でございます。また委員さんのご意見の中で、「私たち」という言葉は重複感があるということで、これにつきましては削除をしたところでございます。この2点が理念部会での議論の経緯でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、まず第1点からまいりたいと思います。第1点は、「自治とまちづくり」の定義でございますが、理念部会さんとしまして、結論としましては、逐条解説にその定義は委ねるということで、いかがだろうかという結論でございます。この点につきましては、いかがでございましょうか。ご意見を賜ればと思いますが。特にご異論はございませんでしょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	<p>それでは、理念部会さんの結論どおりに、私どもは賛成ということで、意思決定をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは前文の検討についてでございます。経緯につきましては、事務局の方からポイントがございました。事務局、よろしく願います。</p>
事務局	<p>すみません、補足ですが、前文について理念部会で議論した部分につきまして、一度読み上げさせていただいて、皆様にご紹介したいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員長	では、願います。

事務局	<p>では、修正した前文を読み上げます。</p> <p>「わたしたち大分市民は、緑豊かな山々、豊饒の海である豊後水道と別府湾、清らかで水量豊富な大分川と大野川を持つ、この美しく住みよいまち大分市をこよなく愛しています。</p> <p>大分市は古くは豊後の国の国府が置かれ、十六世紀には国際交流都市を築くなど、歴史と文化の香りあふれるまちであり、今も産業集積都市として発展を続ける東九州の中心都市です。</p> <p>わたしたちは、こうした自然や歴史を育み、文化や産業を築いた先人の偉業を誇りとし、一人ひとりの生きた証が、このまちの輝かしい未来につながると信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は、お互いに尊重し、ともに考え、行動する中で、豊かな自然環境と平和で幸福な暮らしを、わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い、その道しるべとして、本市の在り方を定める最高規範である（仮称）大分市まちづくり自治基本条例を制定します。」となっております。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございました。先ほどの事務局からご説明がございました、第1段落から第4段落までの考え方をより具体的に文言化したものが、今、事務局から読み上げていただいたものでございます。この変更案につきまして、活発なご意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構でございますし、理念部会さんのほうで、その後の委員の皆様方の、ものの考え方の変化も若干あるかもしれませんので、全員がこの変更案に対しまして、平等に意見を交換するというところでいかがでしょうか。よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>本当に小さなことですが、第4段落のところに「私たち大分市民は」とあるのですが、その次の2行目の所の終わりのほうに、「わたしたちの子どもや孫も」という、この「わたしたち」という言葉が続けて2回出てくるので、ちょっと気になりました。だから「大分市民は」でどうかと。どちらか一つ削った方が、一つの段落に二つの言葉が重なるというのは、私は気になります。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。いろんな角度からご意見を賜りまして、そして最終的に大元である理念部会さんのご意見もお聞きしながら、まとめていけたらと思うところでございます。</p> <p>今、重複している部分のどちらかを削ったらどうか、というご意見をいただいております。今日、この変更案につきましてご意見を賜って、一応の結論的なものを我々が得たとしても、それは絶対的なものというものではございません。まだ、今後パブリックコメントも予定されていますし、市民意見交換会も予定されておりますので、まだまだ流動的であるというお考えで結構かと思えます。</p> <p>ただし、根本的に改めるようなものがあり得ないかと思うのですが、今、委員がおっしゃったような、そういう文言上の表現につきましては、修正</p>

	<p>が十分可能かなと思っているところでございます。存分にお出しただければと思います。特にございませんでしたら、理念部会さん、今の点いかがでしょうか。本当に何回も何回もご議論を重ねておられると思うので大変言いにくいのですが、そういうご意見に対しまして、いかがでございますでしょうか。</p>
委員	<p>この前、16回の部会の時にそういうご意見もありましたので、よろしいと思います。</p>
委員長	<p>どちらを削るべきですかね。</p>
委員	<p>どちらを削るかは、皆様方の判断で。</p>
委員長	<p>理念部会さんとしては、そういう議論も大分出ているということで、十分対応できますということですが、どちらを削ったらよろしいですかね。下のほうでございますか。2回目の方でございますでしょうか。二つに一つとすれば、段落2行目のほうでよろしいですかね。大方の皆様方のご賛同を得られている感触を得ておりますので、2行目の「わたしたち」を削るということで、ここで修正をさせていただきたいと思います。この点はよろしいでしょうか。</p> <p>では、その他の表現につきまして。委員さん。</p>
委員	<p>ごく些細なことです。2行目の「清らかで水量豊富な」と、この「水量豊富な」というのは水量分析しているみたいな感じがいたしますので、「豊かな水に恵まれた」といった表現はいかがだろうかと思いますが。このままでもいいんですよ。ちょっと硬い感じがするのですが、どうでしょうか。</p>
委員長	<p>「水量」というところにちょっと抵抗があるかなというご発言だったようですが。では、この辺につきましては、今すぐにじゃあこうしたらどうだろうかと言うよりも、また全体会は予定されていますので、そういうご発言があったということで、理念部会さんのほうで表現の仕方をご検討いただくということで、よろしいでしょうか。そういうことでお持ち帰りいただくということで。</p> <p>その他はございませんか。特にございませんか。そうであれば、このとおり一言一句変更なしというわけではなくて、概ね賛成ということでよろしいでしょうか。後でご意見が出てくるかもしれません。そういう時にはまた事務局にでも、ご連絡をいただければと思います。そして、理念部会さん、大変ご足労ですが、その点を踏まえてまたご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>理念部会を担当しております。前回、第16回理念部会を開催した際に、委員さんの中で、今まで前文を議論してきて、理念部会としても、もう知恵も出尽くしたというようなご意見がございまして、修正等がありました</p>

	<p>ら全体会の中で、委員さんのご意見で何とかしてもらえないだろうかというご意見もございましたので、これにつきましては、次回全体会とするか、この場で方向性を出していただいたほうが、理念部会も恐らく持ち帰ったといたしましても、これ以上ちょっと、と思うのでありますが。部会の意見としてご紹介させていただきました。</p>
<p>委員長</p>	<p>司会者としては、今日この場で、この変更案をお示しいただきましたので、今この短い時間で即断するというのは厳しいかなという判断でございましたのですが、時間をかけてもう少し10分、20分ご検討いただくということも可能でございますが、いかがでございますかね。</p> <p>そうすると、ご自宅で何回もお読みになっていただいて、ここはということもなかるうかと思うのですが、時間を取りましょうか。私としては、感触としては、ほぼ出尽くしているという感触を持っていますので、意見が出るとしても、先ほど委員さんがおっしゃったような部分的なご指摘かなと思うのですが。</p>
<p>委員</p>	<p>もう1点、部会のほうで話していただく上では、4段目の「お互いに尊重し、共に考え行動する中で」となっておりますが、「中で」はきつい言葉ではないかと。行政的な言葉ではないかということなので、「行動し」に変えたほうがいいのではないかなというご意見があるのですが、検討していただけないでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今、委員さんのご発言の中に、「行動する中で」ではなくて、「行動し」という方が表現としては合っているかなということでございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>よろしいですか。今、いただいた前文のご意見につきましては、今お決めになっていただくというのが難しいという状況であれば、次回まで委員さんにご検討いただいて、次回の全体会、後から次回の全体会の日程の説明をさせていただきますが、10月に予定させていただいておりますけども、そこでもう一度議論していただくということにさせていただいても、よろしいかというふうに思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございます。時間的にまだまだ若干余裕が残されています。スケジュール的には前回、全体的なスケジュールはご確認をいただいたのですが、まだまだ余裕があるようでございますので、次回にもう一度かけていただいて、それまでにご意見がもしあれば出していただくと。事務局のほうに出していただいて、最終的には理念部会さんのご判断が、部会のご判断が全体会の前段階と絶対でございますので、一つの参考意見として出されたというようなご判断でまとめていただいて、そして次回に出していただくということによろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>

委員長	大変、何度も何度も恐縮であります。はい、事務局の方から。
事務局	<p>今のご意見を整理させていただきますと、2段落目の「清らかで、水量豊富な大分川と大野川を持つ」を、ご意見で出た分が「水量豊富な」という考え方と、「豊かな」という表現に変更するという考え方がございます。</p> <p>それと、それ以外は委員からご発言がありました、一番後段の分ですね、「わたしたち大分市民は、お互いに尊重し、ともに考え、行動し」ということと、先ほど訂正がありました、その次の段落の「わたしたちの」というのを取るということで、論点としては一番上の2行目、ここの所の表現をご検討されてはということになっていると思いますので。</p>
委員	違います。「豊かな」じゃなくて、「豊かな水に恵まれた」と。
事務局	大変失礼しました。「豊かな水に恵まれた大分川と大野川を持つ」ということでのご意見だと思いますので、そういう形で検討していただきまして、ご意見があれば、今回の会議で若干検討されるということであれば、次の会議に整理をしていただくということではいかがでしょうか。
委員	次の会議にしなくても、今の分でもいいです。「豊かな水に恵まれた」で。
事務局	では、委員長にお願いしたいと思います。
委員長	できるだけ部会の立場からすると、全体会で決めていただいたほうが対応しやすいと思うので、全体会でご出席の皆様方が、もういいのではないのと、異論はないというようなことであればですね。
委員	はい、異論はありません。
委員長	<p>じゃあ、ございませんかね。よろしいですかね。では、今の段階でこういうふうに訂正させていただきます。2行目、「別府湾」の後ですね。「清らかで」はいいんですよ。「清らかで豊かな水に恵まれた」そして「大分川と大野川」に続くということですね。</p> <p>それから4段落目は、「お互いに尊重し、ともに考え行動し、」ということではいかがだろうかということですね。特にご異論がなく、ご賛同いただくようなことであれば、今日の段階で前文の変更、一応全体会で確認させていただきたいのですが、特にございませんか。</p> <p>それでは、このような内容で現段階において、前文の内容を確認させていただいたということで、全体会の結論を得たいと思います。よろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	はい、ありがとうございました。それでは理念部会さん、何度もあっち

	<p>いったりこっちいったり、申し訳ございません。このような内容の変更で決定ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは次にまいります。論点の2番目、「人権の尊重」ということでございます。今、前文について取りまとめができましたので、それを踏まえて事務局のほうから議論のご説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは「資料3」をご覧ください。こちらの「資料3」については、内容的には前回お示ししたものと同様ではございますが、前回の全体会で新たな前文の案に盛り込まれる、人権に関する文言を確認した上で、こちらについても判断すべきとのことでしたので、今回お出しをいただいております前文案とのバランスを含めまして、改めてご検討をお願いしたいと存じます。以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、事務局もう少し具体的に。</p>
事務局	<p>「資料3」をご覧くださいまして、これまでの議論の経過につきまして、下半分の青い字で、ちょっと印刷が悪いですけども記入をさせていただいております。人権についての文言の入れ方として選択肢を4つほど考えましたけれども、そのうち一番上の前文に盛り込むという部分は、先ほど前文でご検討いただいたとおりでございます。あと3つほど検討する中で、最終的には代表者会議の中でご確認をいただいた内容としましては、第5条の中に例えばこのような形で記入させていただくのが、一番バランスがよいのではないかというご意見をいただきましたので、この内容でお諮りをしたいと思います。以上です。</p>
委員長	<p>はい。そうすると、現段階で我々が議論をする対象となる内容は、前文はもう終わりましたということですね。それに加えて第5条で、この「資料3」の赤の部分を入れるか入れないか、というようなことということですね。</p>
事務局	<p>あと若干、括弧書きにさせていただいておりますので、前回少しいただいた意見の中では、「人として」というようなことでいいのではないかと、というようなご意見もいただきましたが、まだ決定をしておりません。そういう解釈をさせていただいて、敢えて3つ残しておりますけれども、その辺を含めましてご議論いただければと思います。</p>
委員長	<p>それではまず大きく論点としまして、第5条の第1項、「資料3」でございすが、こういう赤線で書かれているような内容をさらに盛り込むということがいいかどうか、ということのご意見を最初に賜りたいと思います。その点、よろしくお願ひいたします。</p>



委員	<p>私は、盛り込むことに反対したくはないのですが、この間も言いましたように、もうこれは憲法で定められていることですので、敢えて、ふらふらこういう所に入れるのはいかがかなと、これは私の個人的な考えでございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。もう前文で出てきているので、重複することになるのではないかと、というご趣旨のご発言と理解させていただきました。</p> <p>逆のお立場として、やはり重複するようなことになるかもしれないけど、第5条の第1項にこういう文言を定めた方がよろしいのではないかと、というご自身のお考えをお持ちの委員さんのご発言を賜りたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>委員さんがおっしゃった、重複は避けた方がいいのではないのかという、ご主旨のご発言が出ているわけですがけれども、その反対意見があれば、逆の立場として、やはり入れてと。</p> <p>それでは司会者として、もう一つ意見を聴いてみたいのですが、この人権の問題につきましては、委員のほうから出てきた内容ではございませんで、確か、市の部局のほうからのご意見として出てきたような記憶があるのですが、そういうことでしたよね。そうではなかったですかね。</p>
事務局	<p>人権同和問題についての担当課でございます、そちらの方から職員提案という形で、前回ご意見を伺う際に職員提案も含めて広くご意見を募りまして、その中で出された意見でございます。</p>
委員長	<p>そういう経過がございますので、今日委員だけで決めてしまっているのかなという考えが若干ありますものですから、もうワンクッション置いて決定するというのはいかがでしょうかね。こういうふうな全体会で意見が出ているということ。</p>
委員	<p>それであるなら、ここの担当課をこの全体会に招いて、きちんとその考え方をここで私は聞かせていただきたいと思います。そうでないと、この全体会で決めることができないということに、私は疑問を呈するのですが。</p>
委員長	<p>はい、わかりました。</p>
委員	<p>委員さんが言うのと関連ですが、僕は前から前文に入れたほうが良いということを言っていました。どうしてもというのであれば、第5条の「市民は、全ての人、個人に」というふうに書いていますが、この「全ての市民は」を「全て」を前にもってくればどうか。これは、あくまで個人の意見ですが。そして今、委員さんが言われたとおり、今までの流れとかいうことを提案された方に流れを知ってもらったほうが。</p> <p>僕は人権のことに対しては、本当に大事だと思っていますし、そのため</p>

	<p>に、この自治基本条例を作っていると思います。そういうことを毎回僕は言っているつもりですので。以上です。個人的な考えですけども。</p>
<p>委員</p>	<p>私も補足して申し上げておきますが、人権の尊重または平等とか、そういうものを私は否定するわけではないのであって、大いにそういうものは大事なことです。きちんと尊重して対応していかなければならないということは、頭の中に十分入っているつもりでございます。</p> <p>そういうことも踏まえて、これを作るにおいて、同じような意味合いのことが何度も何度もここだけ出てくるのはいかなものか、ということ指摘しているだけでございますので、その辺は誤解の無きよう、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。皆さん方、今、委員さんのおっしゃったことを十分にご理解いただいているかと思えます。結論的にどうしようかという問題になってくるかと思うのですが、まず、もう一度確認でございますけれど、その辺は委員の各自の責任においてご判断いただけると思いますが、第5条の第1項で、たたき台として出てきている赤の部分については、再度前文に出てきているので必要ない、というようなお考えを永松委員さんのほうからお示しいただいた。</p> <p>いや、そうではなくて、更にもう一度こういうところで強調するほうがよろしいのではないのか、というようなご意見がおありになれば、出していただければと思うのですけれど。</p> <p>ないとなれば、私個人的には司会者として、全体会議で決めてよろしいのではないかと思うのですが。最終的な意思決定は全体会議に任されているわけですから、それで十分かなと思うのですけど。</p>
<p>委員</p>	<p>私は、今委員さんが言われましたが、恐らく基本的人権の尊重ということで、憲法で謳われているということになると思うのです。それと、前文にありますということなのですから、私はこの文章を読んでいく過程において、こういうような文が出てくることによって、これは、僕は括弧の中、「人 or 個人 or」というような書き方じゃなくて、先ほど事務局が言われましたけれども、「市民は、全て人として尊重され」というようなことを、ここに「市民の権利」という文章の文面があるわけですから、そこで謳っても皆が読んだ時にわかりやすい文を作ろうということが観点ですから、委員さんが言っているのも十分わかるのですが、その利用の仕方の中で、「市民の権利」というところに出てきても悪いことはないのではないかな、というようなことを私は思います。以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>委員</p>	<p>私も今の意見に賛成なのですが、「市民の権利」というふうにここで謳っていて、「資料5」にあります、子ども条例のほうにも「子どもの権利」というところで、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっ</p>

	<p>とり」というふうな文があるのですが、やはりそれと同じように憲法では保障されているのだけど、その憲法の理念にのっとなって、大分市民も市民の権利として尊重されるというふうなこの一文があるのとないのとは、わかりやすさが一般の人に伝える中では、権利の所で敢えてまた「保障する」というほうが、わかりやすいのではないかなというふうに思いました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員さん。</p>
委員	<p>私は、この第5条に敢えて入れる必要はないのではないかと、いうふうに思っています。最初、前文の中で「お互いに尊重し、ともに考え」という、この文章の中に人権という意味合いが十分に含まれていると思いますし、この前文で「お互いに尊重し」という、お互いが人権を尊重し合うという立場で述べています。</p> <p>この第5条では権利として述べられていて、ある意味では、これは憲法で保障されているということもあられるのでしょうけれど、この文言そのものは尊重されるということで、結果として個人が受身的に取れます。そうすると前文か、この5条かどちらかを同じ立場に書き換えないと成り立たなくなるのではないかと、いうふうに思います。</p> <p>ですから、私は、敢えてここで入れる必要はないし、市民の権利として安心で安全というところにそのままいっても構わないというふうに思います。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。かなり、委員の皆様方の中で見解の相違と言いますか、というのはあるような感じがしてまいりましたので、もう少し多くの方からご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。ご発言の意味合いは各委員さん、微妙に違ってきております。</p>
委員	<p>今の議論ですが、ここで私は、結論としてはこの赤い文を入れなくてもいいのかなと思います。先ほど委員が言われたように、「全ての市民は」と前に「全て」を持ってきて、「安心安全でかつ快適な生活を求めていく権利を有する」とすることで、「安心安全で、快適な生活を求めていく権利を有する」ということで、十分人権は保障されるという意味合い的に加味されていると思います。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p>
副委員長	<p>賛成。</p>
委員長	<p>副委員長さんから賛成という言葉いただきました。委員さん、どうぞ。</p>
委員	<p>「尊重され」という言葉がとても抽象的なので、もう少し平たく、具体的な言葉に変えて。例えば、「平等で」とかというような、優しい言葉で入れるといいのではないかと、思います。いかがでしょうか。</p>

委員長	具体的に言いますと、市民は全て。
委員	「尊重され」という言葉ではなくて、ちょっと抽象的なもので、誰もがわかりにくい言葉だから、例えば「平等」とか、そういうふうな言葉で入れたらいいのではないのでしょうか。
委員長	「全て平等に」とかいう表現ということですよ、はい、ありがとうございました。委員さん、どうぞ。
委員	ここを見てもみますと、赤い字を一応入れたほうがいいのではないかといいことではしているのです。ならば、「人 or 個人 or 人権」と言うよりも、「全て、一人の人間として尊重され」としたほうが、すっきりするのではないかと思いました。ただ意見だけです。色々と意見があるので。
委員長	ありがとうございました。今たくさんのご意見をいただいているのですが、私の感触としてこの段階で、全体会で一つの結論を得ていくというには意見が多岐に分かれすぎているかなと思うので、もう少したたき台をもう一度作り直して、ワンクッションおいたほうがよろしいかなという気もするのですが、結論的には今日全てを決めてしまわずに、もう少し時間をかけたらどうか。副委員長さん。
委員	その赤い文言を入れなくちゃいけない、という気持ちが私にはあまりわからないのですよ。さっきこっちの方が言った「全て市民は」ということで、「安心して安全かつ快適な生活を求める権利を有する」と、この点はまた...と思うのですが。あまりごたごた内容を入れると返って混乱をするし、他の条項についてもそういう発言をしていると、色々ここをこうしたほうがいいというような話になるから、すっきり「全て市民は」ということでさらっと流したほうが、私はこの文章の理解ができると思うのですが。基本条例としての理解ができると思います。
委員長	ありがとうございました。それでは、私の方でたたき台を提示させていただきたいと思います。今まで色んなご意見が出ていたのですが、まず前文に人権という言葉そのままは出ておりませんが、その意味合いを前提とした表現があるということですね。そして、第5条について再度同じような、人権という言葉は使ってないけれど具体的な表現を提示する事についての是非についてでございます。そこの所を、第5条の所と、副会長がおっしゃっている第5条をこういうふうに修正してはいかかがと。「全て市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する」という文言を入れる。そういう内容にすると。そして前文は、先ほどご承認いただきましたように、当然にそのままということですが、そういう内容でいかがですか。
委員	私もこれを入れる必要性を感じないのですが、他の所の文章と併せて考

	<p>えてもいらないような気がしますし、ここに敢えて「全て」を入れますと他の所にもまた「全て」が要るような状態が起きてくるのではないかと、そんな気がするのですけど。</p>
<p>委員長</p>	<p>「全て」は要らないと。ですから、今のご発言は、削除ということで十分ではないかということですかね。委員さん。</p>
<p>委員</p>	<p>今の委員さんのご意見に賛成をするのですが、下の紫で書いている所は、人権の記述を加えることについて、選択肢として四つありますが、既に前文で盛り込まれたというふうなことであると理解をするならば、敢えて後の3つの分は、検討は要らないのではないかと思います。</p> <p>そして「全て」というふうな文言でございますけれど、そうすると後の2、3、4のすわりがちょっと悪くなるなという感じがいたしますので、敢えてサラッと行ったほうがいいのかという感じもいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。今委員さんがおっしゃったのは、第5条の文章構成として、第1項だけ「全て」、それから先ほど委員さんがおっしゃった、バランス的に何でここだけ「全て」が入るの、と。他の所は「全て」は入らないで一部の市民だけという、こんなことはないかとは思いますが、そういうこともあり得るので、「全て」を取った方がいいのではないかというご発言なのですね。</p> <p>そうなりますと、形としては前文にあるということで、第5条についてはもう赤の部分はカットしてしまったらどうだろうか、ということをもう一度皆さん方にたたき台として提案させていただきたいと思います。いかがでしょうか、よろしいでしょうか、委員さん、よろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>そういうことであれば、今、委員さんが言われましたように、前文に盛り込んだことをその担当課、その担当課からご意見いただいたわけですから、このことが委員会で決定されたのだけど、どうだろうか、ということの一つやって、これを全体会の決定事項として組み入れるということが一番いいのではないかなと。ここで決定した時に、せっかく提案者は何もわからないまま消されたということではなくて、要するに委員会は委員会としての立場がありますので、委員会で決定していいのだと思いますけども、出たところはそういうところでございますので、やはりあなた達のご意見はこの前文の方に入れさせていただきましたと。だから、これに、どうお考えになりますか、ということをおっしゃっていただいて、この問題を解決すれば一番いいのではないかなと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。個人的に私は、司会をしながらあまり個人の意見は出さない方がいいのかなと思ってやってきているのですが、私個人としましては、やはり最前線の担当課から出てきたご主旨の内容でございますので、担当課のほうにも、今、委員さんがおっしゃったような説明をして、そして、ご意見を聞かせていただきながら、最終的に今日ではなく</p>

	<p>て次回以降の全体会で確認をする、という段取りを踏んだほうが後々後悔しなくて済むかなという感じがするのですが、いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>1つ質問していいですか、前文にも解説は付くのですよね、逐条解説の中に。</p>
委員長	<p>はい。事務局がまだそこまで考えているかどうかわかりませんが、一応コメントを求めます。</p>
事務局	<p>前文にも解説を付けさせていただくように考えております。</p>
委員	<p>そうならば、皆さん方のご意見の中で基本的人権の尊重というのは一致しているわけですから、その前文の解説の中にこの「お互いに尊重し、ともに考え、行動し」という部分について、基本的人権の観点からこういう表現にしています、くらいの説明書きが一つ入れることができれば、その形で解決をすることができるのではないかな、というふうに個人的に思いました。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは、いかがでしょうか、そういう前文の中身について逐条解説が入りますので、その点についてはご理解いただけるのではないかと、委員さんのご発言。こういう主旨なのですよ、ということのご理解を十分いただけるのではないかと、ということなのですが。最後に事務局、一番近いところにありますので、ご意見を再度聴かせてください。</p>
事務局	<p>本日の総会でのご決定を私たちは事務局として、決定事項として受けとめさせていただきたいと考えております。そういうことで進めさせていただきたいと思いますが、議論の経過はしっかりと担当課に伝えて、これが委員会としての判断だということで、説明していきたいというふうに考えておりますが、委員さんからご質問がありましたけれども、その主旨をしっかりと前文にも謳っていきたいというふうに考えております。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、再度皆様方の最終的なご意見をいただきたいと思えます。第5条につきましては特に赤字の文言は付け加えないということ。そして、前文については逐条解説で更にわかりやすく解説を加えるということ。そして、我々のこの全体会で、その内容については本日決定をするということ。それから、事務局の方から、その意思決定の確認については、担当部局に詳しくご説明をいただく、というような内容で確認をさせていただきたいと思うのですが、委員さん、いかがでしょうか、よろしいでしょうか、他の委員さんもよろしいですかね。</p>
全委員	<p>はい。</p>

委員	委員長。
委員長	はい、委員さん。
委員	<p>私が敢えてこの5条を問題にしたのは、結局前文でも書いているし、ここにも出ているし、そのものを私は悪いと言っているのではない。もし、この5条をあれするのであれば、国の法律だとか色々なもので決められている以上に、大分はもう一段その人権問題を高めて、ここまで大分はこうするのですよ、というようなものがあるなら、これに謳って結構ですよと。そうでなくて、結局決められたものをそのままずるずると同じ流れでいくのであれば、そんなに何回も同じようなことを書く必要はないのではないかと。</p> <p>この最高規範という条例を作るのであれば、大分市のこの人権の取り組みは、国とか他所の県がやっている以上に、大分はこういうものまで権利を求めるのですよ、平等もここまで踏み込んで大分市の条例の中ではやるのですよと、というようなことを皆さんがやると言うのであれば、私はいくらでも書き込んでもいいと。</p> <p>ただそんなことではなくて、美辞麗句を並べるだけの文章であるなら、そんなに同じことを繰り返す必要はないじゃないかということを書いたかっただけです。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員さんのご発言のご主旨、根底にある物の考え方、皆さん方十分にご理解いただいたかと思えます。それでは先ほど私が申し上げた内容で決定をさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。</p> <p>それでは次の問題に移らせていただきたいと思います。次は、子どもに関する定義でございます。第5条第5項でございます。これにつきましては市民部会さんの方でご検討をいただいておりますので、その検討経過を含めて事務局からご説明をいただければと思えます。事務局よろしく願います。</p>
事務局	<p>それでは第5条第5項、子どもに関する規定について説明をさせていただきます。お手元の「資料4」をご覧ください。前回の検討委員会におきまして、委員さんから第5条第5項、今、赤で線を引いておりますが、「子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる」というこの表現につきまして、「子ども条例を作っているので外してもよいのではないか。また子どもも市民の一人になるので、子どもという文言はいかがか。」というご意見をいただいております。</p> <p>この第5条につきましては、今、委員長さんのご説明があったとおり、これまでも主に市民部会で検討をいただいておりますので、その経過を簡単にご説明しますと、以前の検討委員会や部会代表者会議などにおいて「教育という部分が入っていない。」ですとか、「未成年者に関する項目が見えない。」などの意見が出され、学校教育という意味合いで謳うことは難し</p>

	<p>いが、何らかのニュアンスで出せないかということで、条文案の検討を市民部会で始めました。</p> <p>また、同時期に議会では子どもに関する条例の制定に向けた取り組みを進めていたことから、子どもの権利を（仮称）大分市まちづくり自治基本条例で謳うべきかどうか、ということについて併せて市民部会のほうで検討を行っていただいております。</p> <p>部会での意見としましては、そこに4点ほど書かせていただいておりますが、「子どもを守るという観点から、子どもの権利を尊重してあげてよいのではないか。」ですとか、「子どもを取り巻く今の環境を考えれば、これくらい書いてあげたほうがよい。」、「議会において、子どもに関する条例を検討中であるが、市民部会の案である子どもの権利について、子どもに関する条例で謳わせてもらいたい。」ですとか、「子どもの権利のみで条立てするのではなく、市民の権利の中で謳えばよいのではないか。」というような意見が出されまして、結果として現在の条案となっております。</p> <p>条例素案における条文の構成としましては、まず前文において「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継ぎ、発展させていくことを誓い」と謳っております。次に第5条第5項が子どもの権利を謳った条文であることに対して、第6条第2項、上のほうに参考として記載をしておりますが、市民がサポートする方向からの条文であり、いわゆる責務を謳っておりますので、権利と責務という対という関係になっているというふうに事務局としては捉えております。</p> <p>ですので、検討にあたっては、そういう視点も含めてご検討いただければと思っております。なお、参考としまして、お手元に「資料5」として「大分市子ども条例」をお配りしております。2ページ目裏面になりますが、第4条、黄色に着色した部分に子どもの権利などについて謳っておりますので、ご確認をいただければと思います。</p> <p>そして、もう一つ、今現在の最新の条例素案ということでお配りしておりますが、1点だけ修正がございまして、大変申し訳ないのですが、2ページ目の上のほうの第7条、先般ご協議いただきまして、「議会の基本的役割等」を「議会の基本的役割と責務」という形でご確認いただいておりますので、その「等」という言葉を削除していただきまして「と責務」という形にご訂正をいただければと思います。事務局からの説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。副委員長さん、コメントがございましたらお願いします。</p>
副委員長	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>そうですか。ありがとうございました。それでは、部会でずっと審議をなさっていただいた原案は、今日の提出案は、第5条の第5項に「子どもは、将来の地域社会を担う市民として健やかに育つ環境を求めることができる。」、さらに、第6条第2項に「市民は、将来の地域社会を担う子ども</p>



	<p>が、健やかに育つための環境作りに努めなければならない。」という案でいきたいという結論ということによろしいですかね。ご意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか、委員さん。</p>
委員	<p>私が言い出したことをございますが、これでOKです。</p>
委員長	<p>はい。前回、貴重なご発言いただいた委員のほうからのご発言でございました。</p>
委員	<p>ちょっといいですか。</p>
委員長	<p>はい、委員。</p>
委員	<p>条文についてはよいですが、先ほどの説明の中の一番下の行のところ、5条5項が権利、6条2項が責務というふうに私は理解したのですが、5条の5項は子どもの権利であって、6条2項は市民の責務なので、権利と責務が対の感じになっているというのがちょっと理解しづらいのですが、子どもの権利があるし、子どもの責務があるという対であればわかりますし、市民の権利であり、市民の責務であると言うのであればわかるのですが、それが私は理解できなかったので、もう一度説明していただければ助かります。</p>
事務局	<p>すみません。若干説明不足と言いますか、言葉足らずな部分がありましたけれども、ご指摘のとおりなのですが、権利と言いますのは、子どもの側から見た権利ということで、責務というのが子どもを取り巻く、主に大人ということになるかと思うのですが、市民の責務というような捉え方をしております。</p>
委員	<p>対というのがよくわからないのです。</p>
委員長	<p>子どもと子どもという対なのかという。</p>
事務局	<p>子どもから見れば権利と、大人から見れば責務というふうなことに、簡単に省略して言えばそんなことになるかと思うのですが。</p>
委員長	<p>子どもの責務じゃないということですね。</p>
事務局	<p>そういうことですね。</p>
委員	<p>ですから、条文はこのままでいいのですよ。ただ説明する時に、権利と責務が対になっているという言葉が使われると、子どもの権利があって、当然その対というのは子どもの責務というふうに一般的には捉えるのではないかと思うので、対という関係になっているというふうに言わない方</p>

事務局	<p>がいいのではないかと思うのですが。</p> <p>すみません。ご指摘のとおりでございまして、説明上舌足らずがありましたこととお詫びしたいと思います。説明した内容につきましては、ただ今説明したとおりでございまして、子どもという形での対ということではありませんので、もう少し詳しく説明すべきだったこととお詫び申し上げたいと思います。</p>
委員長	<p>よろしいですか。ご理解いただいたということにさせていただきます。その他ご意見ございましたら、お出しただけたらと思いますが、特にございませんでしょうか。</p> <p>それでは、このような原案どおりにさせていただくということに決定をさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、段々と時間が下がってまいりますので、続けてまいりたいと思います。次は論点の4でございまして、市民への広報活動についてでございます。事務局のほうからご説明をいただければと思います。</p>
事務局	<p>先ほどの説明不足、大変申し訳ございません。引き続き説明をさせていただきます。それでは、市民への広報ということで、お手元の「資料6」をご覧ください。前回の検討委員会におきまして、委員さんから色々なご意見をいただきましたので、事務局で変更案を検討させていただいて、お載せしております。</p> <p>まず対応策1、市報への広報として、前回の市民意見交換会は検討委員会からの開催までの時間が短く、市報でのご案内ができませんでしたので、今回は11月1日号の市報に条例素案の内容、委員会での検討状況、市民意見交換会やパブリックコメントの開催案内などを掲載するように考えております。</p> <p>次に対応策2、市民意見交換会の準備として、後ほど今後の日程を説明させていただきますが、10月に検討委員会を2回、上旬、出来れば中旬に開催して、逐条解説や市民意見交換会の資料を検討していただくように考えております。</p> <p>次に対応策3としまして、市民意見交換会2回目の開催として、前回の委員会で回数が少ないのではないかとご意見をいただきましたので、全委員さん出席の市民意見交換会ということで、3ヶ所から8ヶ所に増やし開催するように考えております。そこに記載しております日時・場所は現在のところ予定ですが、11月の上旬から中旬ということで、大分文化会館、鶴崎、植田、3ヶ所につきましては土曜日の日中、残りの大在、坂ノ市、大南、佐賀関、野津原の各市民センターにつきましては平日の夜ということで開催を考えさせていただいております。</p> <p>次に、市民意見交換会に向けて、開催案内のビラを委員さんにお手数になりますけど、1人あたりに100枚程度、お近くの方に配布していただければというふうに考えております。</p> <p>次に、前回の検討委員会でNPO団体などにも声をかけたらどうかとい</p>

うようなご意見をいただきましたので、NPO団体などにも開催案内を送付するように考えております。

次に、前回の検討委員会で、自治委員さんにも条例の内容、中身などの周知が必要ではないかという意見をいただきましたので、それにつきましては、今後必要に応じて行っていきたいと考えておりますが、条例案の確定後、来年の1月頃になるかと思うのですが、全自治委員さんに条例案ですとか、逐条解説をお送りして周知を図るように考えております。

次に対応策4、パブリックコメント2回目の実施として、11月1日から11月30日までの30日間、2回目のパブリックコメントを実施するように考えております。前回の検討委員会で、公民館などでも意見が出せるようにすべきではないかというご意見をいただきましたので、本庁、支所、出張所はもとより、昨年市民意見交換会を行った地区公民館、13ヶ所ありますが、そこにもパブリックコメントの資料を置いて、意見を募集したいというふうに考えております。

次に、対応策5、シンポジウムにつきましては、前回と同様に平成24年度に開催するように考えております。

以上でございますが、市報への掲載の締め切りなどの関係から、本日の検討委員会で、まず11月の上旬から中旬にかけて市民意見交換会を8ヶ所で開催すること、そしてまた11月1日から30日までの間でパブリックコメントを開催するというにつきましては、本日結論をいただければというふうに考えております。事務局からの説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございました。今後の広報のスケジュール案でございます。前回、意見交換会につきまして、ちょっと回数が少ないのではないのか、というようなご意見もいただいたところでございます。その中で改めて意見交換会の回数、場所等を事務局のほうでまたたたき台を作ってください、お示ししたところでございます。

対応策3をご覧になっていただいたらわかると思いますが、市民の皆さんが一般的にお休みの日であろうかなと思われる土曜日に、3回開催をさせていただくわけでございます。たたき台はですね。それから、ウィークデーに夜7時からということでございます。ここで具体的な日にちが入っておりますけど、例えばというのではなくて、これはすでに会場は確保出来たという前提で具体的な日をお示ししております。土曜日につきましては、午前中、午後と変化がございますけれど、これは会場確保の関係で午前しか駄目だったとか、午後しか駄目だったとかいうようなことでございます。まずこの辺からご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。全体で8ヶ所ということになります。委員さん。

委員

事務局にお伺いしたいのですが、明野が入っていないのは何か理由があるのでしょうか。

委員長

事務局何かコメントがありましたらどうぞ。

事務局	意図的に外したということではないのです。一応、本庁と各支所という形で考えさせていただいたものですから、明野出張所については本庁の文化会館に含まれるという、そういう形の考え方をさせていただいたものですから、明野については外させていただいております。
委員	行政サイドの考え方はそれでいいと思うのですが、地元ではそういうふうに認識しておりません。以上です。
委員長	はい、ありがとうございました。委員さんとしては、明野は入れるほうがよろしいというご発言の趣旨ということでよろしいでしょうか。
委員	今までは全部明野が入っていましたよ。今回だけ何で抜けたのか。
委員長	今回は13ヶ所から8ヶ所になっているわけですよ。どこかは前はやったけどないと。ですから、そこ辺のところなのですよ。皆さん方のご意見を一番いただきたいところは。従来どおり13という考え方もありますし、13はちょっとしんどいのではないかというようなことで、実現の可能性からいくと、やはり8ぐらいが一番現実的かなというところで8の根拠というのは、先ほど出た支所とかですね。
委員	いいですか。
委員長	はい、どうぞ。
委員	前は公民館を含めてやっているのですね、行政センターも含めて。ところが、今回は全部市民センターの会議室を使っているのです。そうすると、何故、明野出張所のエリアというか、会議室があるのに使わないのかという話が当然出てくるというふうに思いますので、よろしくをお願いします。
委員長	ちょっと私はその辺はまったく素人なのでよくわからないのですけれど、事務局からコメントを。
事務局	それでは、今、委員さんからのご指摘もありましたので、明野出張所で開催させていただく方向で検討させていただきたいと思います。
委員長	その時に、他の地域のバランスというのが取れますか。大丈夫なのですかね。どうぞ、事務局。
事務局	出張所も支所と同じ取扱いをしておりますので、こういう形で大変失礼なのですが。ですから、他の行政センター、市民センターと同じ取扱いということで、明野についてもそういう取扱いで同じようにさせていただくということで、検討させていただければと思います。

委員長	事務局、そういうことでよろしいのですね。委員の皆様方がですか。明野も加えるということで、全部で9になります。よろしいでしょうか。10はないのかと、11はないのかということは特にございませんでしょうか。
委員	それを言い出したら、山ほどあるのではないですか。
委員長	最大公約数で9ということによろしいということで、いいですか。一番地域に密着している委員さん方、たくさんいると思いますが、よろしいですか。
委員	<p>気持ちだけ言わせてください。やはり、こちら側サイドの都合ではなくて、どれだけ市民の皆さん方の意見を聞くかということに係っているのだと思うのです。だから、要は人間が足りないかとか、そういうふうな話の中で会場を減らすというのは、いかがなものかなという思いはございます。</p> <p>ですから、西部公民館だとか、昨年行った所は、やはりそこでしてくれるのだろうなという、多分自治委員さん方の思いもあるのではないかという気がするのですが、その辺は上手くやっていただかないと、色々な文句も出るのではないかなという気はしております。以上です。</p>
委員	賛成。
委員長	はい、事務局。
事務局	<p>当然、事務局としてもどうするかということを検討させていただきました。前回の市民意見交換会が終わった後の全体会で、「出席委員さんをもっと多くして、市民の方と意見の交換の場をもっと密にやるべきだった」という意見とか、「市民の方の意見に対して、事務局がお答えするのはおかしいのではないか、委員さんでお答えすべきではないか」というような、そういった意見をいただきました。</p> <p>そこで、できる限り多くの委員さんにご出席いただくということで考えた時に、前回の市民意見交換会で一番多く出席していただいた委員さんは4回で、平均的には3回出席されて、1回の市民意見交換会では、大体5名から多くて8名というような形で開催させていただいておりました。</p> <p>そういう状況も考えますと、13会場では委員さんの対応が難しいということも想定されますので、そこまでお願いするのはどうか、ということと考えさせていただいたところです。</p> <p>最初は3回にさせていただいたのですが、それではあんまり少ないだろうというご意見をいただきました。3回の際は、当然お休みの日ということ想定していたのですけれども、今回は平日の夜も入れさせていただくということで、今8プラス1ということで9ヶ所という形になるかと思うのですが、事務局として考えた場合に、可能な範囲としては、そのくら</p>

<p>委員長</p>	<p>いかなというふうに感じているところでございます。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。事務局としては、多く開催しても全く構わないというご趣旨の発言かと思えます。あとは、出席なさる委員さん達のご負担という問題でございます。ですから、ご負担がどうか全然心配する必要ない。どんどん出かけて行きますよということであれば、それは全く問題ないわけですから、会場を増やしてもよろしいかと思えます。私自身も一番、司会者として考えている、頭の中に多く占めているのが、ご負担はどうかということですよ。</p> <p>正直言って、私自身は13回、これはちょっとしんどいなあと、2日に1回ですもんね。というようなことですので、要は、それは全員参加でなくていいのですよと。ここだけは全員参加ということで、こっちは2、3名でもいいのですよ、5、6名でもいいのですよということであれば、また話は変わってくるのですけれど。</p> <p>そうなると、今度は2、3名であるとか5、6名であった時に、本当に数が最後揃うかなという心配もあって、前回はご意見を存分に賜りましてということで回っています。ですから、「何でも言ってください」ということでご意見をいただいて帰ったわけですけど、今回はそういうわけにはまいりません。「それでいいのか」と言われたら、「はい、すみません」では、じゃあもう作るな。という結論が待っていますので、そう簡単にはいきませんよということで、大激論を交わさないといけない場面も多々あるかと思うのです。これはもう絶対引けない。水と油の関係であったとしても、「理解しました。もうそのようにさせていただきます。」ということではできないだろうと思えます。そういう覚悟で臨んでいくとすれば、前回よりも相当また負担は重いかなというふうには感じております。ですから、その辺のところ、正直なところをお考えいただいて、最終的な決定をいただくとありがたいというところでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>私は何が何でも増やせと言ったわけではなくて、そういう想いもございませうということでお話をさせていただいただけなので、お任せをいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>十分理解をさせていただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>前回の市民意見交換会の結果を受けて色々な意見が出てきたということで、また再度やろうということにもなったというふうに思っています。前回の時もそうだったのですが、市民意見交換会のあり方というか、やり方と言いますか、例えば今回もそうなのですが、具体的にはもう既に日程が入って、どうでしょうかということではなくて、やはり前段の中で、今回の市民意見交換会の持ち方、あり方について、委員の皆さんの意思統一を図ってすれば、日程の問題も含めてクリアできるのではないかなというふうに思っていますし、会場の数の問題にしてもそうですけど、要は何故この条例を作るかというところが一番基本だと思っていますので、そうい</p>

	<p>う立場でやはり事務局がこういう会議を進める時には是非考え方を投げかけて、委員会の中で結論を出すようにして、そして事務局で具体的な方法を作っていたきたい。このように考えています。</p> <p>委員長 はい、ありがとうございます。決してこの日程、会場、回数、場所、絶対的なものではございません。あくまでも例えばということで、決めていただいて、「実はすみません。会場を取れませんでした。」というようなことはちょっと申し訳ないという所でございます。そういうことで、事前に私の方にご相談がありまして、具体的な入口のたたき台として決めさせていただくということを出ているようなことでございます。</p> <p>そういうことですから、変更も可能でございます。あくまでも、これで絶対だということは全くございませんので、一番よい方法を皆さん方にご選択いただければというところでございます。本当、率直に申し上げます。この次の意見交換会は、事務局からの発言はないと考えてください。ありません。「事務局は関係ないでしょ。委員でしょ。委員が議論したのでしょ。委員が答えて下さい。」というわけですから、事務局に向いて、「すみません。答えてください。」と言うのはあり得ない。全部私どもが対応しなきゃいけないということでございます。相当な覚悟が、エネルギーがいると考えております。</p> <p>そういうことで、皆さん方が、「よし、13回受けて立つよ。」となれば、それは全く問題ない回数決定であるし、ここは私の近くだから、ここだけは行かせていただくよということも現実的な対応かもしれませんね。全員参加ということではなくて、ある程度分散して。しかし、分散するにしても委員が二班に分かれるくらいの分散ではなかろうかなと思います。100人ぐらいの方がおいでになった時に、やはり然るべきポジションの方が座っておられて、お答えいただかないと、返答に詰まることがあり得るかなと思いますので、その辺の現実的な対応を踏まえてどうすべきかということでございます。大変悩ましい問題ですけど、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。13ヶ所設定したけれど、委員の参加者が非常に少なかったということになると、これはちょっと取り返しがつかないということになります。</p> <p>委員 とりあえず、これでいきましょう。明野を加えて。</p> <p>委員長 今、委員さんのほうから、これに加えて明野でいかがかということでございます。会場は9ヶ所ですよろしいですか。</p> <p>全委員 はい。</p> <p>委員長 はい、では9ヶ所にさせていただきます。ありがとうございます。それから日程の設定につきましては一応ここで確保をいたしております。予約をしております。ですから、明野以外は実現の可能性があるということでございますので、ここのところはまず会場を確保して、そして委員のご都</p>
--	--

	<p>合ということにどうしてもせざるを得ないところがございますので、これもご承認いただけますか。</p>
全委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。では、明野につきましては、また改めてご確認をいただきたいと思います。そうしますと、あとは委員の参加の形態ですね。ここでは原案としましては、たたき台としては、全委員の出席の意見交換ということになっているのですけれど、これはどう考えても9ヶ所で全員参加はどうかというご意見が多数を占めれば、その調整は必要かと思います。いかがでしょうか。</p> <p>例えば、土曜日の昼の分は、これは重要ポイントですかね。多くの方がお集まりいただけるのだらうと予想される場所ですね。そういう所については、全員とかですね。後の部分につきましては、二班に分かれると。もっと小分けして三班に分かれるとか、というような対応の仕方もあると。</p> <p>はい、委員さん。</p>
委員	<p>その辺は、ちょっと事務的な手続な面も含めてということにもなりますので、ここで例えば、この日に出席するか出られないかという話まで持ってくるようなことに仮になるとすれば、それは結論を出しようがありませんので、事務局でその辺の方向性をそれぞれ委員に尋ねて、最終的に委員長さんのところでまとめていただくということはどうでしょうか。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。この日にちに必ず出席という意味合いではございません。各々のご都合、委員のご都合があるかと思っておりますので、私をご提案申し上げているのは、大きな枠組みとして、基本的に原則として、全員参加で9ヶ所にかかっているのか、それとも全員参加については重要ポイントの数ヶ所に絞るか。あとは何班かに分かれる。その何班かに分かれていく時も、班の構成メンバーはどうするかということは、委員の皆さん方のご都合を聞きながら、また再度詰めていったらよろしいかと思っております。大きな枠組みだけご指示いただくとありがたいのですが。</p>
委員	<p>委員さん、委員は何か割り振りしていませんか。委員会のことで。こういう出席について。</p>
副委員長	<p>これについては、割り振りしてないです。ただし、それぞれ日程がありますので、後日行ける所と行けない所を皆さんから出してもらって調整したほうがいいのではないですか。</p>
委員長	<p>今日、調整をする前提として原則だけは固めてほしいのですよ。9ヶ所全員参加という原則なのか。</p>



副委員長	無理です。
委員長	無理ですか、無理ですね。
委員	理想はそうでしょうが、現実は厳しいです。
委員長	それならば、次の案としては、9ヶ所は全員参加が無理にしても、上から3つ目、土曜日が3ヶ所ありますよね。コンパル、鶴崎、植田、ここについては全員というのはいかがですか。
副委員長	議会の日程も入ってきますので、地区の行事等も入ってきますので。
委員	この会場は全員行った。この会場は一部しか来なかったということになると、来なかった会場のほうから文句が出ますよ。そういう枠は決めないほうがいいのではないですか。
委員長	じゃあ、あくまでも全員参加。
委員	いや、全員参加はできませんけれども、最終的に調整するのは、やはり各部会で委員が最大限どのくらい出られるかという集約をした上でしないと。
委員長	私が言っているのは原則なのですよ。具体的に何名出るかじゃなくて、原則全員参加で、ところが現実はどうじゃない。
委員	それでも、対象は全員でしょ、対象は全員だと思います。
委員長	全員ですか。
委員	絞る必要はないと思います。
委員長	どの会場も全員参加、原則。
委員	ただし、出られる人と出られない人がいるということです。
委員長	いかがですか。
委員	事務局が、この日は出られる、出られないというのを調整してくれればいいのではないですか。そうしないと、ここではまとまらないでしょう。
委員長	いや、それは具体的にというのは後でやるのです。ところが、全員参加となると全員お声をかけることになるということですね。それでいいのかということを確認していただければ。

委員	それはもう委員に声かけてもいいのではないですか。例えば、私なら私は、11月14日はこういうことで出席できないから、いつはできますということで調整をしていかないと仕方がないと思います。基本は、確かに委員である以上、9ヶ所全員で行くというのは基本ではあるでしょうけれども、色々な個人の都合もあるでしょうから、そのところは事務局でそれぞれの委員にあたってもらって、できれば最低3ヶ所は出てくださるか、4ヶ所出てくださるという形で割り振りしないと仕方がないのではないですか。そして、できるだけ特定の会場に片寄らないように、バランスを取ってもらおうと。それくらいできるでしょう。
委員長	ちょっとご意見があるようですから、どうぞ。
委員	話が戻るかもしれないのですけれども、実際どういった参加人数にするかというところで、9ヶ所ということも、実際どの日に行けるかと蓋を開けてみると、やはり色々差が出てくると思うのですよね。なので、ご提案なのですけれども、この9ヶ所の決まっている日にちで、1回委員さんに可能な日を集めてみて、やはり9ヶ所に差が出て難しいようであれば、少し場所の集約というのでも、ちょっと戻って検討する必要もあるのではないかなというような気がするのですけれども。
委員長	わかりました。それでは、原則として全員参加ということで、まず原則を立てて、そして、まず手前で確定する前に皆さん方の出席可能状況を可及的速やかに事務局の方でアンケートを取っていただくということでよろしいでしょうか。そうすると、大体、皆様方の予測が立つかと思しますので、事務局それでよろしいでしょうか。
事務局	今の8ヶ所プラス1ヶ所のうちの大南市民センターにつきましては、今11月8日とさせていただいておりますけれども、合戦祭りが12日、13日にあるということです。ですから、大南市民センターは、はっきり確定にはなっていないので、あくまでも予定ということと、先ほど委員さんのご発言がありましたが、明治明野公民館になるかと思っておりますけれども、そこにつきましても、まだ日程の確認ができておりませんので、そういう状況ということで、ご了承いただければと思います。以上です。
委員長	はい、ありがとうございます。
副委員長	大南は会場を貸すだけでしょ。
事務局	合戦祭りに使う資材を、支所の大会議室に入れるということで、今のところ大丈夫だろうということでおっしゃっておりますので、このようにしておりますけれども、そういう状況でございます。
委員長	はい。そうしますと、段々時間が下がっておりますので、全員参加が原

	<p>則。そして、参加状況を具体的に把握できるように、アンケート調査を皆様方をお願いするというにさせていただきたいと思います。8ヶ所だけではなくて、明野も加えて9ヶ所というのも当然でございます。</p> <p>パブリックコメントにつきましては、よろしいですかね。</p>
全委員	はい。
委員	すみません。
委員長	はい、どうぞ。
委員	<p>市民意見交換会のところで、開催案内を送付するところに、NPO団体等とあるのですが、是非例えば、業界団体とか、条例に関して事業者等が色々出てきますから、そういう所に出せる所は出して、ここに来ていただくというようなことも含めてされてはどうかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。</p>
委員長	<p>なるべく幅広くというご趣旨ということでよろしいですかね。それでは、その点につきましては、事務局のほうで、今、委員がおっしゃったような趣旨を踏まえて、リストアップ等々の作業に入っていたきたいと思います。</p> <p>それでは、広報活動につきましては結論が出ました。そこで、今の段階で今日の全体会、23回の全体会で素案の内容がまとまりました。ただし、素案の名称はまだ決まっておりません。名称は決まっておりませんので、これは次回以降の全体会で検討することになるかと思えます。その名称以外の素案につきましては、今日の段階で一応のまとまりを得たというふうに理解させてもらいたいと思えますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
委員長	はい、ありがとうございます。それでは、今後のスケジュールにつきまして、事務局のほうからご説明をいただければと思います。よろしく願いします。
事務局	<p>お手元に別紙ということで、検討委員会の開催日程調整表をお配りしております。次回につきましては、10月3日から10月28日までの間で日程の調整をさせていただければと考えております。前回ご提案させていただきましたスケジュールでは、9月中旬に1回ということで考えさせていただきましたが、事務局の都合などにより、10月の前半と後半、上旬と中旬頃で、計2回開催させていただいて、市民意見交換会に入りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。ご都合の悪い日を、できましたら今日記入していただいて、お帰りの際にご提出をお願いいたします。事務局からは以上です。</p>

委員長

はい、ありがとうございました。最後になりますけれど、今日の全体会議の内容の他に、こういう点が抜け落ちているのではないかというようなご提言がございましたら、更には一つの全く別な観点からのご提言でも結構ですが、ございましたら最後にお出しただければと思います。

特にございませんでしょうか。それでは十分慎重審議は尽くされたというふうに判断させていただきたいと思います。これにて全ての審議を終了したいと思います。本日は誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。また、よろしくお願いいたします。